改正後	改正前
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～十五　（略） 十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～十五　（略） 十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業
十七～二十五　（略） 2～5　（略） 6　法第十一条の六十四第二項第三号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一　（略） 一の二　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 二・三　（略） （法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等） **第六十七条**　法第十一条の六十八第二項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。 一～十三　（略） 十四　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業 十五～二十四　（略） 2　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務（農業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。	十七～二十五　（略） 2～5　（略） 6　法第十一条の六十四第二項第三号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一　（略） （新設） 二・三　（略） （法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等） **第六十七条**　法第十一条の六十八第二項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。 一～十三　（略） 十四　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十五～二十四　（略） 2　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務（農業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。

一～二十四の三　（略） 二十五　職業安定法第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 二十六・二十七　（略） （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第二百三十四条**　（略） 2　法第五十四条の三第四項に規定する農林水産省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。	一～二十四の三　（略） （新設） 二十五・二十六　（略） （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第二百三十四条**　（略） 2　法第五十四条の三第四項に規定する農林水産省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（連合会の子会社の範囲等） **第八十八条**　法第百条の三第四項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）とする。 一～十三　（略） 十四　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業 十五～二十四　（略） 2　法第百条の三第四項第二号の農林水産省令で定める業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。 一～二十五　（略）	（連合会の子会社の範囲等） **第八十八条**　法第百条の三第四項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）とする。 一～十三　（略） 十四　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十五～二十四　（略） 2　法第百条の三第四項第二号の農林水産省令で定める業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。 一～二十五　（略）